

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、標記の個人情報の保護の重要性を十分に認識し、本人の権利の保護、個人情報に関する法規を遵守します。また、最新のIT技術及び社会情勢の動向を注視し継続的改善に取り組むことをここに宣言します。

特記事項

評価実施機関名

日野町長

公表日

平成27年2月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻</p>
③システムの名称	統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第2,16,17,19,24,30,59,68,94項 並びに総務省令第16条、第17条、第18条、第24、第46条、第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の第1,27,28,29,42,44,45,46,94,95の項 並びに総務省令第1条、第20条、第21条、第25条、第26条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	日野町役場住民課
②所属長	矢田貞慎一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	日野町役場総務課 鳥取県日野郡日野町根雨101番地 電話0859(72)0331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	日野町役場総務課 鳥取県日野郡日野町根雨101番地 電話0859(72)0331

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる